

# 存覚『六要鈔』における外典の引用について

林 龍 樹

はじめに

本願寺第三代覚如（一二七〇—一三五二）の長子である存覚（一二九〇—一三七三）は、幼い頃より南都北嶺に幅広く仏教を尋ね、その研鑽を積んでいる。

そのような学識に富む存覚は、親鸞の教えを人々に伝えるため、ときには門弟からの請いに応じて、生涯を通して数多くの書物を著したが、それらの書物には親鸞が用いなかった数多くの典籍を援用している。しかし、これらの引用文はどのように類型されるのか、どのような意図や思想背景が窺えるのか、といった検討はこれまでほとんどなされてこなかった。本稿は、そのような存覚がどのような典籍をもつて親鸞教学を裏付けていったのかを探る研究の一端である。

数ある存覚の著作の中でも、体系的かつ豊富な文献の引用を見ることができるのは、晩年に著された『六要鈔』である。本書は、浄土真宗の開祖親鸞（一一七三—一二六三）畢生の大著である『顕浄土真実教行証文類』（以下、『教行信証』とする。）に逐語的な註釈を施したものである。親鸞は、法然より受けた念仏の思想を「文類」という形式で『教行信証』に著しているが、後序の直前に『論語』を引用する。<sup>1</sup> 親鸞が『教行信証』で外典を引用するの

はこの一箇所だけであるが、存覚は本書を『六要鈔』で註釈するにあたり多くの外典を引用している。この『六要鈔』における外典の引用の特徴を明らかにするのが本稿の目的である。

### 一、存覚著作の類型と『六要鈔』について

最初に、『六要鈔』は存覚著作の中でどのように位置づけられているのか、先行研究から確認していきたい。存覚の主たる著述目的が、仏法弘通にあることは言うまでもないが、それらの書物の執筆時期や執筆の契機はそれぞれ特徴がある。まず、その時期については明確に三つの時期に区分される。外川奨は、撰述の時期やその要請者によって、

①元亨四年以降（第一期）：『浄土真要鈔』『諸神本懐集』『持名鈔』『破邪顕正鈔』『女人往生聞書』『弁述名体鈔』

②建武四年から暦応元年（第二期）：『顕名鈔』『決智鈔』『法華問答』『報恩記』『選訳註解鈔』『歩船鈔』『至道鈔』

③文和五年以降（第三期）：『存覚法語』『浄土見聞集』『六要鈔』

と類型化している。<sup>26</sup>『六要鈔』は最晩年期にあたる第三期に位置づけられる。すなわち存覚晩年の思想を窺うことのできる史料と評価できる。更に、①②の著作は全て他者からの依頼によって製作されているのだが、『六要鈔』は自ら撰述したものであり、存覚教義を窺う際にその中心とされる。その執筆の動機・目的は奥書から、

教行証者、列祖相承之要須、聖人領解之已証也。而所引之本文広博兮前後之説相難明。所立之教旨幽玄兮甚深之義趣易迷。然間一流伝来之耆老、猶未聞講其義之仁。諸国耽学之群侶、多示不了此書之旨、

如し予浅智輒以豈敢。雖<sub>レ</sub>然為<sub>二</sub>祖徳報謝<sub>一</sub>為<sub>二</sub>仏法弘通<sub>一</sub>試加<sub>二</sub>小量之註釈<sub>一</sub>偷仰<sub>二</sub>宏智之取捨<sub>一</sub>一部十卷号<sub>二</sub>『六要鈔』<sub>一</sub>。本書則六卷、第三与<sub>二</sub>第六二元自依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>本末<sub>一</sub>分為<sub>二</sub>八卷<sub>一</sub>。愚鈔同六卷、第二与<sub>二</sub>六本<sub>一</sub>重又就開<sub>二</sub>本末<sub>一</sub>。総為<sub>二</sub>十卷<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>拾<sub>二</sub>簡要<sub>一</sub>只<sub>レ</sub>恥<sub>二</sub>管見<sub>一</sub>、我已<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>顧庸昧也。人何<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>嘲哂<sub>一</sub>哉。(後略)

(『浄土真宗聖典全書』四、相伝篇上、一三四〇頁。以下『聖典全書』とする。)と、祖徳への報謝と仏法弘通のためであることがわかる。そして存覚は内外の多くの典籍を用い、親鸞教義を註釈していくのであるが、本稿は其中でも外典に注目して、それらの典籍が存覚教学のどのような位置にあつたの考察するものである。

存覚の時代の浄土真宗は、封建社会の中、父である覚如が本願寺中心の教団設立を志し、浄土宗内外に対して親鸞教義の独自性を顕揚せんとするまさに教団の過渡期であつた。このような時代背景に対して存覚がどのような思想変遷を遂げたのかについては、初期真宗門徒や父覚如との関係から脇智子が体系的に論じているが、引用典籍よりそれらの解明を試みようとするものは管見の限り見当たらない。特に、『六要鈔』に引用される外典は、いままで指摘されてきたような浄土宗内外の仏教教団を越えた宗教界全体を、存覚がいかに捉えていたのかを明らかにする一助となることも期待されるのである。

## 二、『六要鈔』における『教行信証』の解釈の方法

存覚は、親鸞の『教行信証』を解釈するにあたって、まず科段分けを行う。『教行信証』全体を「序分」、「正宗分」、「流通分」と経典解釈の方法に則つて大分するところは、存覚の『教行信証』解釈の特徴といえるだろう。

その後、各巻では題目、標挙、撰号、本文とさらに区分して順を追つて註釈を行う。存覚が実際にどのような系

統の『教行信証』を用いて『六要鈔』を執筆したかは定かではないが、所覧本の形式に忠実に従って註釈を進めており、本書内に豊富に記された情報から、今後さらなる存覚所覧『教行信証』の研究が期待される。

本文にはいると、全体を大別したのと同様に、まず所釈の範囲をさらに細かく分科する。そして、冒頭から順に「○○○等者」などと範囲を示し、その都度疑問点については問答を設けながら一字一字丁寧に注意を払っている。また、引用文は可能な限り原本にあたり、親鸞が引用している文の前後から、該当箇所がどのような位置にあるのかを検証、さらに親鸞が「乃至」として省略する箇所は、どのような文が省略されているのかを確認して、親鸞の意図を探っている。

また、異本の存在にも注意を払い、本稿で注目する外典の中、『論語』の読みに関しては、明経博士である清原・中原両家の訓読を確認するなど、存覚の丁寧な註釈態度が窺える。さらに、諸本の間で文字の異同がある際は検討を行っている。例えば「行文類」大行釈『往生論註』（以下、『論註』とする。）引文の註釈では、

言「蓋上衍之極致」一者、流布本「衍」、今為「衍」字、有「異本」歟。（『聖典全書』四、一〇四九頁）

とあるように、所覧の『教行信証』に「衍」とあるのに対して、存覚所覧の『論註』に「衍」とあることについて、異本の存在も念頭に置き直ちに誤写などと断定することはしていない。検討の結果不明な点は強引な解釈は行わず、「追可<sub>レ</sub>勘<sub>レ</sub>之。」と述べ今後さらなる検討が必要とするか、もしくは「是私領解、先達未<sub>レ</sub>談。定有<sub>レ</sub>誤歟、後賢宜<sub>レ</sub>定。」などと述べて、自身の解釈を示すが後学に更なる検討を期待している。

このようなことから、存覚の註釈は、特に断りが無い限り先行する註釈書の義に依って施されており、引用は存覚所覧の典籍に忠実に行われていると考える。

三、『六要鈔』に引用される外典

『六要鈔』に引用される典籍は大半が内典であるが、外典も多数引用されている。これら外典の引用は、直接の引用や孫引き（他の典籍の引用文内に含まれるもの）、その他、言及するも重複などの理由により省略するものも含めると以下のようなになる。<sup>①</sup>

① 経書、並びにその註釈書類

『論語』(3) 『論語集解』(1) 『論語義疏』(1)

② 易

『周易』(1)

③ 道家

『老子』(1) 『抱朴子』(1) 『中胎』(1)

④ 史書、並びにその註釈書

『漢書』(1) 『漢書註』(1)

⑤ 字書・韻書類

『玉篇』(28) 『広韻』(39) 『説文解字』(5) 『爾雅』(2) 『釈名』(1)

⑥ 詩文・文学

『白氏文集』(2) 『搜神記』(1) 『齊諧記』(1)

⑦その他(含、偽疑經典)

『淮南子』(1) 『尸子』(2) 『風俗通義』(1) 『一曰』(1) 『老子化胡經』(1) 『広志』(1)

『周書異記』(2)

このように存覚は『教行信証』を解釈するにあたって漢籍を幅広く引用する。そしてそれらの引用は、結果的には①字義や語義の解釈、②「信文類」所引の『樂邦文類』に関する引用、③「化身土文類」所引の『弁正論』から孫引き、の三つに大別できる。ここでは紙数の都合上、①に焦点を当てて論じたい。<sup>8)</sup>

#### 四、存覚『六要鈔』における字義の解釈について

『六要鈔』における外典引用文の内、①字義や語義の解釈に用いられているものについて検討する。親鸞は『教行信証』において漢字に註をつける際に反切を記すが、それらの反切がいかなる字書・韻書によるものなのかは明らかになっていない。<sup>9)</sup> 一方、存覚は、一部を除き書名を明記しており、それらの多くは『玉篇』『説文解字』『広韻』等の字書・韻書類であるが、『論語』等の漢籍も用いている。親鸞所引の字書・韻書同様、存覚がどのような書を開覧し引用したかなどは現状特定不可であるが、『六要鈔』の基礎研究として本稿においては、存覚『六要鈔』引用文とこれらを比較するにあたりそれぞれ、『玉篇』は宮内庁書陵部蔵『大広益会玉篇』(以下、頁数を示す際は『宋版玉篇』とする。)を、『広韻』は余廼永註『新交互註宋本広韻』(上海辞書出版社、二〇〇〇年)を、『説文解字』については、京都大学人文科学研究所蔵『説文真本』汲古閣蔵板(以下、『説文』とする。)を用いた。

続いて、これらが『六要鈔』どの箇所を何を註釈するためにどのように用いられたのかを、対応する『教行信

証』の巻ごとに確認する。<sup>(10)</sup>

「総序釈」

はじめに、「総序釈」では五箇所、外典による註釈がみられる。

① 題目の「顕」の解釈

初言「顕」者、『広韻』云、「呼典切、明著。」「玉篇』云、「虚典切、明也。」（『聖典全書』四、九九七頁）

ここではまず、題目「顕浄土真実教行証文類」にある「顕」の字を解釈するにあたって『広韻』『玉篇』を引く。『広韻』には「顕、明也、著也、光也、覲也、又姓『風俗通』云、有顕甫為周卿。呼典切、五。」<sup>(11)</sup>とあり、存覚はまず反切を記し、続いて所釈の文を解釈するにあたって必要な情報を抜粋して引用していることがわかる。次に、『玉篇』の「顕」の項には「虚典切。『詩』云、天維顕思。顕、光也。又見也、明也、覲也、著也。」<sup>(12)</sup>と、『広韻』同様必要な情報のみを引用している。

② 題目の「文類」の解釈

言「文類」者、『広韻』云、「文、無分切、文章也。又美也、善也、兆也。」「玉篇』云、「亡文切、文章也。」  
「類」者、『広韻』云、「力遂切、等也。」種類相似。類聚所明其教行証之文上故也。

（『聖典全書』四、九九七頁）

次に、同じく題目の「文類」についての解釈であるが、『広韻』の「文」の項には、「文章也、又美也、善也、兆

也、亦州名禹貢梁州之域自戦国時宋及齊梁皆諸羌所抛後魏平蜀始置州亦姓漢有廬江文翁。無分切、十六。<sup>13</sup>とあることから、前項と同様に反切を先に記し、必要な箇所のみ抜粋して記している。また、『玉篇』には「亡分切。文章也。『書』云、聰明文思。」とあるが、こちらも前項の①と同様である。

次に「類」については、『広韻』に「類、善也、法也、等也、種也。『説文』云、種類相似唯犬為甚從犬類。力遂切、九。」とあり、それらの中から「等」意と解釈している。また、存覚は書名を出していないが、「種類相似」と『広韻』にも引用されている『説文』を引く。<sup>15</sup>「類」の項では『玉篇』を引いていないが、『玉篇』には「律位切。獸名、種類也、法也。」とあり、『広韻』の引用で十分であったことと思われる。

### ③ 撰号の「述」の解釈

「述」者、『広韻』云、「食聿切、著述也。」「説文」「循也、又作也。」「玉篇」云、「視律切、循也。」<sup>16</sup>於<sup>17</sup>訓中不<sup>18</sup>依<sup>19</sup>作義、且依<sup>20</sup>循義。故不<sup>21</sup>云作、是卑謙義。『論語』第四述而篇云、「子曰、述而不<sup>22</sup>作、信而好<sup>23</sup>古、窃比<sup>24</sup>我於老彭。」「註」（『論語集解』）云、「包氏曰、老彭殷賢大夫也、好述<sup>25</sup>古事、我若<sup>26</sup>老彭矣、但述<sup>27</sup>之耳也。」<sup>18</sup>上<sup>19</sup>同『疏』（『論語義疏』）云、「述而者明<sup>28</sup>孔子行教。但述<sup>29</sup>堯舜。自比<sup>30</sup>老彭而不<sup>31</sup>制作<sup>32</sup>者也。」<sup>16</sup>上<sup>17</sup>（『聖典全書』四、九九九頁）

次に、「総序」撰号「述」の字義の解釈では、存覚は字書意外に『論語』とその註釈書を用いている。順を追って見ていくと、「述」の項は『広韻』の「術」部（食聿切）に分類され、「述、著述。『説文』循也、又姓『風俗通』云魯大夫仲述之後也。」<sup>16</sup>とある。また、『説文』に関しては、「述」の項に「作」の字義は確認できない。<sup>17</sup>

『聖典全書』第四卷、相伝篇上や、『真宗聖教全書』二、宗祖篇では、当該箇所について「又作也。」までを『説文』の引用としているが、参照した本にはその記載が無く疑問が残る。この部分だけで判断は出来ないが、他の



『説文』引用文と合わせて検証すると、存覚は『説文』を見ていないのではないかと考えられるが後に詳述する。続いて『玉篇』には「視律切。循也。作也。『論語』曰、述而不作。」とあり、傍線部が一致する。また『玉篇』には『論語』の引用があり、存覚は『論語』本文と、その註釈書である『論語集解』『論語義疏』を引用し「述」の解釈の補足をしている。

④「捷」の字義について

言「捷徑」者、速疾道也。『宋韻』云、「捷、疾葉切、獲也、次也、疾也、剋也、勝也、成也。『説文』、獵也、軍獲得也。」  
 (『聖典全書』四、一〇〇六頁)

次に、捷徑の語を解釈するにあたって、まず自身の言葉で意味を述べて、『広韻』『玉篇』によって確認している。『広韻』には、「捷。獲也、飲也、疾也、剋也、勝也、成也。『説文』曰、獵也、軍獲得也。『春秋伝』曰、齊人來獻戎捷又姓『漢書芸文志』捷子齊人著書。疾葉切、八。」とあるが、『春秋伝』以前の記述と一致する。また、まず反切を先に示し字義を引用する形式は①等と同様である。次に、『説文』からの引用については、『説文』の「捷」の項に「獵也。軍獲得也。從手走聲。『春秋伝』曰、齊人來獻戎捷。疾葉切。」とあるが、『広韻』所引の範囲である。その後、存覚は『樂邦文類』卷二の文を引き補足している。

⑤「夏」の字義について

「夏」『宋韻』云、「大也、又諸。」「夏」一曰、「中國之人。」<sup>上</sup>  
 (『聖典全書』四、一〇〇七頁)

次に、「教文類」末の「東夏・日域師釈」の「夏」の字を註釈するにあたって『広韻』を引くが、『広韻』の下部、夏の項には、「夏。大也、又諸。夏亦州名秦屬上郡漢分置朔方郡晋末赫連勃勃於州称大夏為後魏所滅置鎮又改

為夏州。又胡駕、古下二切。<sup>19)</sup>とあり、当然『教行信証』当該箇所「東夏」は中華の一地方の名を指すのではないため、冒頭の字義を引用するのみである。また、『玉篇』の「夏」の項には、「胡仮切。中国也。大也。又胡嫁切。冬夏也。又加下切。陽夏地名。」<sup>20)</sup>とあるが存覚はこれを引用していない。『教行信証』の文面では、『玉篇』の「胡仮切。中国也。大也。」の引用で解釈出来ると考えるが、存覚は「一曰」として、出典は不明である「中国之人」の説ありということを紹介しており、これは『説文』の攴部にある「夏」の項の記述と一致する。<sup>21)</sup>

### 「教文類釈」

次に、「教文類釈」では、外典による字義の註釈が一箇所みられる。

### ⑥「矜」の字義について

「矜哀三界」者、憬興（『述文贊』巻中）云、「矜亦憐也」。「矜」『宋韻』云、「拱陵切、矛柄。」一曰、「愍也、莊也、憐也。」（『聖典全書』四、一〇二〇頁）

存覚は、『教行信証』所引の『無量寿経』（以下、『大経』とする。）を註釈する際に、淨影寺慧遠『無量寿経義疏』と新羅浄土教諸師の『大経』註釈書を用いている。「教卷」では、『大経』引用文中、「矜哀」の語を釈するにあたって、憬興『無量寿経連義述文贊』（以下、『述文贊』とする。）を引き「矜」を「憐」の意であるとするが、『広韻』等によって補足をしている。『広韻』の競部「矜」の項には、「矜。本矛柄也。巨巾切。字據借為矜憐字。」とあるが、存覚所引の『広韻』と反切の表記は異なっている。存覚はこの部分で『玉篇』を引いていないが、確認してみると『玉篇』の「矜」の項には「同上。又居陵切。自賢也。」<sup>22)</sup>とあり、直前の「種」の項には「渠巾切。矛

柄也。」とある。『広韻』の中、存覚が反切に用いている「拱」の項を確認すると「居悚切」とあり、声母に用いる字は『玉篇』の声母と同一であるため、誤写ということではないようである。別系統の本の存在が推測される。また、字義は同じである。

更に、存覚は「一曰」として、一文を引くがこれがどのような典籍に依るのかは不明である。<sup>24)</sup>

### 「行文類積」

次に「行文類積」では、『教行信証』六巻中、巻ごとで最も多い十一箇所で外典によって字義を解釈する。

#### ⑦「称揚」「咨嗟」の解釈

言「称揚」一者、「称」『玉篇』云、「歯証切、遂也。齒陵切、讚也。」上 今用「讚義」。又（『玉篇』）云、「揚与章切。」「広韻」云、「音揚、飛拳也、明也。」上 言「称名」一者、此非称念。今称「揚彼名号義也。言「咨嗟」一者、憬興（『述文贊』巻中）云、「咨者讚也、嗟者嘆也。」上 『広韻』云、「咨即夷切、嗟也、謀也。」「玉篇」云、「子祇切、謀也、嗟也。」「広韻」云、「嗟、子邪切、咨也、嘆也、痛惜也。」

（『聖典全書』四、一〇三五頁）

「行巻」大行釈冒頭の親鸞自釈に出される、第十七願の願名中の「称揚」「咨嗟」の語をを解釈する。「称」について『玉篇』には「歯証切。又齒陵切。『説文』云、銓也。」<sup>25)</sup>とあり、反切は同一であるが、『六要鈔』では『玉篇』にない字義が加えられている。『広韻』にも遂や讚の字義は確認できない。<sup>26)</sup>

次に、「揚」については『玉篇』に「与章切。举也。」<sup>27)</sup>とあるが、存覚は反切のみを引く。続いて『広韻』には、

「揚。挙也、説也、導也、明也、又州名禹貢曰淮海惟揚州李巡曰江南之氣躁勁厥性輕揚故曰揚州。」とあるが「飛拳也」と記述はない。<sup>(28)</sup>

続いて「咨嗟」の語であるが、「咨」は『広韻』には、「咨。嗟也、謀也。即夷切、十五。」<sup>(29)</sup>とあり、『六要鈔』と一致する。『玉篇』には「子祗切。謀也。『書』云、帝曰咨汝羲暨和。又咨嗟也。」<sup>(30)</sup>とある。次に、「嗟」は『広韻』に、「咨也。子邪切、十二。」とあり、『六要鈔』にある「嘆也、痛惜也。」はみられない。<sup>(31)</sup>

⑧「蝟」の字義について

言「蝟飛」者、畜生蠱々之種類也。「蝟」『玉篇』云、「於犬於治二切、蜀貌蠕。」『広韻』云、「而兌切、蟲動。」  
 (『聖典全書』四、一〇四頁)

次に「蝟飛」の「蝟」について『玉篇』には「於犬於治二切。蜀兒。」<sup>(32)</sup>とあり、ほぼ一致する。『広韻』には、「蝟。蝟蠖。又毆汝切。」<sup>(33)</sup>とあり、『六要鈔』の記述とは異なっている。

⑨「無顧」の語義について

「無顧惡人破他勝德」者、同『註』（『註十疑論』）云、「濁世惡人、見修道者不能成人之美、反宣毀破之言。」<sup>(34)</sup>『漢書註』云、「江淮之間、謂小兒子多詐狡獪名「無顧」。」<sup>(35)</sup>如上彼身子逢之眼縁「退中菩薩行」、是其類也。  
 (『聖典全書』四、一〇四頁)

親鸞は、『教行信証』「行文類」大行釈において『論註』上巻冒頭の文（龍樹『十住毘婆沙論』引用文）を引用する。無仏五濁の世にあつて難行道といわれる道によつて不退の位を得ることが困難な理由が五つ挙げられるが、三番目の「無顧惡人破他勝德」についての註釈箇所である。

ここで存覚は、八世紀前半の成立とされる『浄土十疑論』（以下、『十疑論』とする。）の註釈書である澄或『註浄土十疑論』（以下、『註十疑論』とする。）と顔師古『漢書注』を引用する。まずこの文であるが、『六要鈔』に引かれる『註十疑論』から『漢書注』までの一連の文が『註十疑論』にみえる。<sup>34</sup> また、前述のように所釈の文は『論註』の一節である。『六要鈔』は、浄土宗第三祖良忠著作との関係性が指摘されるが、良忠が著した『論註』註釈書である『往生論註記』にも一連の文が引用されている。<sup>36</sup> 『十疑論』は、曇鸞、道綽、善導等の思想の影響が指摘されるが、直接的に『論註』を註釈した書籍ではなく、存覚が『往生論註記』を手がかりとして註釈した可能性が指摘できる。

⑩「衍」の字義について

言「蓋上衍之極致」者、流布本「衍」、今為「衍」字、有異本歟。「衍」『宋韻』云、「易淺切、達也、又大衍易數也。」今言「衍者非此等訓、是梵語也。此為「乘義」、摩訶衍者是大乘故。「衍」『玉篇』云、「口且切、衍樂也。」『広韻』云、「苦叶切、樂也。」又云、「空草切、信言也。」今用「衍者、上即上乘、衍即信言、信此論說可生安樂之義而已。」（『聖典全書』四、一〇四九頁）

次に、『論註』引文中の「衍」の字義について、存覚はまず所覽の『教行信証』と流布本の『論註』を比較し字の違いを指摘、両方の字について註を記している。まず、『玉篇』に「衍」の項は確認できない。『広韻』には演部（反切は以淺切。）に、「衍。達也、亦姓字統云水朝宗於海故従水行。」とあるが、大幅に異なっている。次に「衍」の字義については、『玉篇』に「口且切。樂也。』詩』曰、嘉賡式宴以衍。」とあり、ほぼ一致する。『広韻』については「衍。信言。又苦汗切。」とあり、字義は一致している。

⑪「航」の字義について

言「風航」者、「航」「玉篇」云、「何当切、船也。」『広韻』云、「洪郎切、船也。」

（『聖典全書』四、一〇四九頁）

続いて、同じく『論註』引用文中の「航」について、『玉篇』には「何唐切、船也。」とあり、反切に用いる字の違いがあるが、ほぼ一致する。また、『広韻』には「航、船也。胡郎切、十八。」<sup>40</sup>とあり、こちらも反切の文字に違いがみられるが、『玉篇』と同義である。

⑫「督」の字の註について

「督」字註者、『広韻』詞也、同詞又云、「察也、目痛、又姓。」又『玉篇』云、「都谷切、正也、目痛也。」此等訓中、今積可<sub>レ</sub>叶<sub>二</sub>正勸義<sub>一</sub>耶。

（『聖典全書』四、一〇四九頁）

親鸞は、『論註』引用文中の督の字に「勸也、率也、正也、俗作督。」と註を記しているが、存覚はこれを『広韻』の文であると指摘する。『広韻』には、「督、率也、勸也、正也。『説文』察也、一曰目痛也、又姓、『風俗通』云漢有五原太守督<sub>□</sub>、俗作督。」と確認できる。また、『玉篇』には、「都谷切、正也。『説文』云、察也。一曰、目痛也。」とあるが、存覚は『説文』の書名を記していない。それらの字義の中で、存覚は「正」と「勸」の義が相応しいのではないかとしている。

⑬「覚」の字の解釈

「不覚」等者、示「頓悟理」。同下句云、「大小僧祇恆沙劫、亦如「彈指須臾間。」<sub>上</sub> 『往生礼讃』日中讚云、「無<sub>二</sub>心領納<sub>一</sub>自然知。」<sub>上</sub> 是其謂也。但「覚」字註者「教音」、此有<sub>二</sub>三音<sub>一</sub>。『玉』云、「有樂切、寤也、大

也。『宋』云、「古孝切、睡寤、曰「覚醒」、省也。」

(『聖典全書』四、一〇六一頁)

「行文類」『般舟讚』引用文中「不覚」の語義について、存覚は、同じく『般舟讚』と『往生礼讚』『玉篇』『広韻』によって註釈する。親鸞は、「覚」に「教音」と註を記しているが、部首によって字を分類する『玉篇』では、「古楽切」の一音のみ出されており、「古楽切。寤也。『詩』曰、有覚德行。覚大也。」と、字義はほぼ一致する。『広韻』には、教部と覚部にあり、親鸞が示す教部には「覚、睡覚。又音角。」とあるが、『六要鈔』の記述とは異なっている。

⑭「六字釈」における「説」「命」「必」の解釈

「爾者」以下八行余者、私被得上「言南無者」之文意釈。「南無」等者、於「歸」之字、「至」并「説」意未勘得之。「説」字之音、『玉篇』・『広韻』同註、三音今有二音、略「始悦反」、此是常音、勿論故也。「告」・「述」・「宣」訓、載在『広韻』。「命」字之訓、『玉篇』中有「教」・「令」・「使」註、『広韻』中出「使」・「教」・「召」訓。「業」・「招引」・「使」・「道」・「信」・「計」等、追可勘得之。「必」字之註『広韻』文也。  
(『聖典全書』四、一〇六一頁)

次に、「六字釈」の註釈であるが、善導は『観無量寿経』「下下品」に説かれる十念の称名を唯願無行であり別時意と批判する撰論学派に対して、「玄義分」において、

言「南無」者、即是歸命、亦是発願回向之義。言「阿弥陀仏」者、即是其行。以斯義故必得往生。<sup>⑭</sup>  
と「南無阿弥陀仏」には願と行が具足しており、必ず往生を得ることを示している。

親鸞は、この文を「行巻」に引用するが、ここでは独自の六字解釈を示す。善導では、「歸命」は衆生が仏に帰依することであり、「発願回向」は衆生が浄土へ生まれたいとの願いを起し自身の善根を浄土へ振り向けること

を意味するが、親鸞は「歸命」を「本願招喚の勅命」であり「発願回向」を如来が衆生を往生させようとする願心であるとして、これらを如来から衆生へのはたらきと解釈する。

存覚は、親鸞が示す字訓を『玉篇』『広韻』にてそれぞれ確認している。まず、「説」の字について、『広韻』には「悦」「税」「説」の三箇所（三つの音）にそれぞれ「説」について記されている。存覚所覧の『広韻』にも同じように三箇所に記述があつたのであろう、親鸞がその三音の中「悦」「税」の音を註記していることを指摘している。「告」・「述」・「宣」の三字については、存覚が述べるように『広韻』の「説」の項に記されているが、親鸞が「説」の字について、音を略し字義のみを記していることに対しては、常の音であり論じるまでもないため親鸞は略したのであると解釈する。このように、存覚は検討を重ねるが、「至」の解釈とともに「未<sub>三</sub>勘<sub>三</sub>得<sub>三</sub>之<sub>三</sub>」として自身の解釈を出していない。

続いて、「命」の註の中、「教」・「令」・「使」「教」・「召」については、存覚が指摘するようにそれぞれ『玉篇』『広韻』中に確認出来るが、その他の訓については、今後の課題としている。また、同じく六時積中の「必」の字の訓も、存覚が指摘するように『広韻』に確認出来る。<sup>48</sup>

以上のように、存覚は親鸞が示す字訓を『玉篇』『広韻』で検討するが、親鸞が「南無」を「本願招喚の勅命」と解釈したことには言及していない。存覚は、前に親鸞が引用する前述の善導「玄義分」六字積の文についても言及しておらず、苦心して検討するも執筆段階で解釈を示すことを避けたのではないかと考える。

### 「信文類積」

「信文類積」では、外典による字義の註釈が三箇所みられる。



⑮「淳」の字義について

又窺「字訓」、「淳」『玉篇』云、「之純、是倫二切、淑也。」「広韻」云、「常倫切、清也、朴也。」依「此等訓」、可レ通「不善・不浄・不直等之義」歟。註「常倫反」、「倫」字恐非、書生誤歟。可レ如「『広韻』」。

（『聖典全書』四、一一〇一頁）

大信釈『論註』引文中、「淳」の字の註釈である。『玉篇』の「淳」の項には「同上」とあり、直前の「凜」の項に「之純是倫二切。沃也、清也、凜淑也。」とある。『広韻』では「純」の字音の十三字の一であり反切は「常倫切」となる。註釈は、「淳。清也、朴也、又姓何氏姓苑云今呉人。」とあり、両書とも一致する。

⑯「忤」の字義について

次大師釈、総有「八文」。初釈之中「唯恨」等者、誠レ疑勸レ信示「其冥心自然不レ忤。「忤」『玉篇』云、「五故切、逆也。」

（『聖典全書』四、一一四三頁）

真仏弟子釈、善導『般舟讚』引文中「忤」の字義の註釈である。『玉篇』には「五故切。逆也。」とあり、『六要鈔』と一致する。

⑰「蔡」の字義について

言「蔡華」者、是蓮花名。依「論語」意、「蔡」者龜也。意龜所レ遊之花故即云龜、其体蓮花。花中蓮勝、蓮花之中此花殊勝。宜哉、此花、経為レ題目、仏亦為レ眼、豈比「凡種」。而仏世尊以「念仏人」、譬「此好花」。尤足レ為レ奇。

（『聖典全書』四、一一四六頁）

真仏弟子釈における善導『観経疏』引文中、「分陀利華」の異名である「蔡華」の解釈である。存覚が依拠する

『論語』には、「公治長第五」に「子曰、臧文仲居蔡、山節藻梲。何如其知也。」とあり、この「蔡」は占いに用いられた亀を意味することから、存覚は「蔡者亀也。」と述べる。

また、この「蔡華」についての註釈は、存覚以前の仏書では、善導、法然、その門下の書物に見られるが、『論語』に依拠するのは管見の限り良忠『觀經疏伝通記』のみである。『伝通記』には、

蔡華者。即是蓮華。但蔡華名振古未決。近有儒者。勘得此義。謂『論語』「公治長篇」註云、「蔡国君之守亀云云」此文蔡者、靈亀之号也。出蔡地。『史記』「亀策伝」云、亀千歳乃遊蓮華之上云云。此文遊華者。蔡所遊之華。千歳亀即是靈亀故也。以『史記』文案今釈意。言蔡華者。当蓮華也。

（『浄全』二、四三五頁）

とあり、存覚が参照したと考えられる。

### 「証文類釈」

「証文類釈」では、外典による字義の註釈が四箇所みられる。

#### ⑱「稠林」の語義について

言「稠林」者、「稠」『玉篇』云、「直留切、密也。」「広韻」云、「直由切、概也、多也。」「林」『玉篇』云、「力金切、平土有叢木。」「広韻」云、「力尋切、地上有叢木。」故「稠林」者、不謂善惡。喻繁多義。『十地論』云、「稠林者衆多義故、難知義故。」<sup>上</sup>巳

（『聖典全書』四、一一七七頁）  
還相回向釈、曇鸞『往生論註』起觀生信章引文に出る「稠林」の語の註釈箇所である。まず、「稠」については

『玉篇』「広韻」と一致する。<sup>53)</sup>次に、「林」の字義について『玉篇』「広韻」と比較すると、若干の表記の違いがあるもののほぼ一致する。<sup>54)</sup>また、この「稠林」の語は仏典において幅広く用いられるが、存覚は良忠『往生論註記』と同じく『十地論』によって補足している。

⑨「擿」の字義について

「譬如」等者、喻「欲利他」先得「自利」之令然也。「擿」『玉篇』云、「雉戟切、擿投也、棄也。」<sup>上</sup>『広韻』云、「擿直炙切、投也、搔也、振也。擿『説文』上同。」<sup>上</sup>『玉篇』云、「多革切、拓果樹実。」<sup>上</sup>『広韻』云、「陟革切、手取也、又他歴切。」<sup>上</sup>或本兩所共用「擿」字。或有「上」擿「下」擿「之本」。「擿」・「摘」兩字通用無咎。但於「上」擿「一」、本書多本記「聴念反」、皆以不審。如此反者可レ在去声五十五・六・艶・榛韻。而於「彼韻」更無「此字」、恐後人誤載「此反」歟。所「勘載」之字書之反、足為「指南」。後賢宜「決」此「愚意」也。

(『聖典全書』四、一一九二頁)

同じく還相回向釈、『論註』善巧摂化章引文中、「擿」「摘」の字義についてである。

親鸞は、『教行信証』当該箇所「而衆生未成仏、菩薩已自成仏、譬如火擿<sup>聴念反</sup>、擿<sup>他曆反</sup>字<sup>トル</sup>、タム<sup>タム</sup>欲<sup>聴歴</sup>擿<sup>一</sup>。草木焼令使尽、草木未尽、火擿已尽。」と『論註』を引用するが、存覚は「火擿」の「擿」の字に疑問を呈している。まず、存覚は『論註』諸本の字の相違を指摘、これら兩字は字義が通用するのでどちらであつても問題ないとするが、多くの本で「聴念反」となっていることについて「不審」と述べる。つまり、『広韻』において「聴念反」は去声の五十五・五十六番目、艶・榛の小韻であり、「擿」はこれらに属しない。<sup>56)</sup>結果、存覚は書写者の誤りかと推測するも後賢に判断を委ねている。<sup>57)</sup>

⑳五果門中「宅」「屋」の相違について

問。初科之中、云「安心宅」、「所居屋宇」、「宅」「屋」之別如何。答。「宅」『広韻』云、「場伯切、居也。『説文』託也、人所投託也。『釈名』宅扱也、扱吉処而營之也。」「屋」『玉篇』云、「於鹿切、舎也、又王屋山名。」「広韻』云、烏谷切、舎也、具也。『淮南子』曰、舜築牆茨屋。『風俗通』曰、屋止也。」以此字訓粗加「愚推」、就其初後聊配当歟。所謂「宅」字言「投云託、叶初至義。」「屋」字云「具、乃是具足、止即止住。案「兩字義」、始終義也。

続いて、同じく還相回向釈『論註』引文中、利行満足章に説かれる五果門の解釈である。五念門を修して得られる功徳を五果門として示されるが、第三宅門と第四屋門の相違について問答を設けている。結果、存覚は『広韻』の文を引き「宅」と「屋」は始終の違いであると結論つける。つまり、五念門を修すること得られる「宅門」とは、初めて浄土に往生するという果とし、また、「屋門」とは、往生した浄土に止まる果であるという解釈をしている。

㉑『論註』「園林遊戯地門」の解釈中の「搏」の註釈

「師子」等者、「師子」猛獸、「鹿」者小獸、搏之最易。故譬「菩薩濟度衆生」得「其自在神通力」也。「搏」『玉篇』云、「補洛切、手擊也。」「広韻』同之。 (『聖典全書』四、一一〇二頁)

存覚は、「園林遊戯地門」の「遊戯」を解釈するにあたり、「搏」について『玉篇』『広韻』を引く。『論註』に示される「遊戯」の二義のうち、第一義である菩薩が衆生を救うことが獅子が鹿を捕らえるように自在であるという譬えを註釈している。

「真仏土巻」

「真仏土文類釈」では、外典による字義の註釈が一箇所みられる。

②「鳩鳥」・「犀牛」・「魚蚌」の解説

言「鳩鳥」一者是毒鳥也。「鳩」『玉篇』云、「除禁切、其羽毒、酒飲即死。」「廣韻」云、「直禁切、鳥名。『広志』云、大如鳩。紫綠色、有<sub>レ</sub>毒、頸長七八寸、食<sub>レ</sub>蛇蝮。雄曰<sub>レ</sub>運日<sub>レ</sub>雌名<sub>レ</sub>陰諧。以其毛<sub>レ</sub>歷<sub>レ</sub>飲食<sub>レ</sub>即殺<sub>レ</sub>人。」言「魚蚌」一者、「蚌」『玉篇』云、「歩項切、蚌蛤。」「廣韻」同之。問。所<sub>レ</sub>言「鳩鳥」・「犀牛」・「魚蚌」、各<sub>二</sub>類歟、又<sub>一</sub>物歟。答。此有<sub>二</sub>差別<sub>一</sub>。鳩鳥非<sub>レ</sub>別。鳩鳥類故言<sub>レ</sub>之鳩鳥。犀又牛類、故云<sub>二</sub>犀牛<sub>一</sub>。魚蚌是別。魚者一類、蚌者虫類。魚類・蚌蛤共死活也。

（『聖典全書』四、一二一六頁）

『論註』『総説分』観察門では、仏が本願不可思議の神力によつて声聞に無上道心を起こさせることが説かれる。親鸞はこの文を「真仏土釈」に引用するが、存覚は、ここに出る「鳩鳥」・「犀牛」・「魚蚌」を『玉篇』『廣韻』を用い、さらには問答を設けて細かく註釈している。

「化身土巻」

「化身土文類釈」では、外典による字義の註釈が六箇所みられる。

⑳「顕彰」の語義について

「顕彰」等者、問。於「顕与彰有」何別乎。答。今釈之意、顕帶「方便彰標」実義。隨勘字訓、「顕」「広韻」云、「呼典切、明著。」「玉篇」云、「虚典切、明也。」「彰」「広韻」云、「渚良切、明也。」「玉篇」云、「諸揚切、明也。」彼此字訓雖似無異、如「宋韻」者「明」上云「著」、明々義歟。軼唯云「明。是故顕」属分明顕示之義、「彰字聊属」隠示義歟。分別之积非無由耳。

（『聖典全書』四、一二五九頁）

親鸞は、善導の意によつて『観無量寿経』を「顕彰隠密」の義より解釈するが、存覚はこの「顕彰」の語に註釈を施す。存覚は、「顕」と「彰」の字義の同異について問答を設け、『玉篇』『広韻』を引用する。結果、「顕」は分明顕示の義であるが、「彰」には「隠」の義が含まれるのではないかと述べる。

㉑「忤」の字義について

「忤」者、『玉篇』云、「五故切、逆也。」「広韻」云、「宜故切、逆也。」

（『聖典全書』四、一二八九頁）

「信文類釈」⑯同様、『般舟讚』引用文中の「忤」の字義について『玉篇』『広韻』について註釈をしている。

㉒「睽」の字について

「爰曰千五百年」等者、本書之中無「爰曰」字、有異本歟。「拘睽弥」者、第二之字或「睽」或「睽」、本有異歟。「睽」「玉篇」云、「式冉切、暫視貌。」「広韻」云、「失染切、暫見。」上巳於「睽」字者未勘見之。又此国名俗用「陝音」。旁以「睽」字可為正乎。

（『聖典全書』四、一二九八頁）

「聖道釈」最澄『末法灯明記』引用文に出る「拘睽弥国」についての註釈である。「拘睽弥国」とは『雜阿含経』をはじめ多くの仏典にでる国名である。存覚は、「睽」と「睽」の字について、陝音である「睽」を正とすべきで

はないかと述べる。<sup>(38)</sup>

②⑥「尹喜」という人物について

開士釈中所言喜者、是尹喜也。『老子』序云、「開令尹喜望見東方有來人、變化無常、乃謁請之。老子知喜人道於是留與之言。喜曰、子將隱矣。強為我著書。於是老子著上下二篇八十一章五千余言。故号曰老子経也。」<sup>上</sup>

(『聖典全書』四、一三三四頁)

存覚は、『弁正論』に出る「喜」について『老子』引き、「尹喜」という人名であることを示している。

②⑦「還」の字義について

次大師釈、『法事讚』下六方段終、上方讚也。「還舒」等者、「還」『玉篇』云、「胡閔、徐宣二切、退、復也。」「広韻」云、「戸閔切、反也、退也、顧也、復也。又音旋。」今言「還」者是非「退義」、是復訓也。対「上五方」今言「復也」。

(『聖典全書』四、一三三三頁)

「外教釈」『法事讚』引用文に出る「還」の字義の註釈である。存覚は、「還」の字について『玉篇』『広韻』を引き、「退」ではなく「復」の義であると註釈をする。

②⑧「鬼」の解釈

次神智師釈、解「上所引觀師釈也。「鬼之」等者、同『決』二(輔行)云、「爾雅」云、鬼者婦也。『尸子』曰、古者名「死人」為「婦人」。又云、人神曰「鬼」、地神曰「祇」、天神曰「靈」。<sup>上</sup>今智師意、摸「此釈」歟。但所「欠者人神之釈、又所「違者天神云「鬼云「靈異也。言「尸子」一者外書名也。『爾雅』之文云、「鬼者婦」、『尸

子」之言云「名婦人」。蓋是俗典不談生死解脱理故、以趣黄泉称婦人。幽冥魂魄皆為鬼也。

（『聖典全書』四、一三三五頁。波線筆者。）

最後に、「外教釈」『天台四教儀集解』巻中引文に出る「鬼」についての註釈である。存覚は、神智が「餓鬼」の「鬼」について、「鬼」の字は「婦」に通じることから「死人」と解釈することに對して湛然『止観輔行伝弘決』を引き、この書に依るのではないかと推測する。さらに、存覚は『爾雅』『尸子』等の書物によつて補足している。

この釈において存覚の外典観がみられる。波線部では、俗典は生死から解脱することを説くものではなく、命終わつて黄泉の国へゆくことを「婦泉」といい、冥界の魂を鬼とすると述べる。このことから、存覚が内典と外典では目的が異なるので明確に区別していることがわかる。

存覚が、『教行信証』を註釈するにあたり良忠著作を参照しているであろうということについては前述したが、良忠は『伝通記』において儒教と仏教の關係を論じ、儒教を小乗の教えに属するものとして解釈している<sup>19</sup>。この点において良忠と存覚に違いが見られることは注目すべきところである。

また、『六要鈔』における『説文』引用文について再度確認したい。

列挙した引用文の中、『説文』の書名を明記しての註釈は③④⑱⑳の四箇所確認出来る。また、書名を記していないが、『説文』の意と思われるのは②⑤⑫の三箇所みられる。これらを改めて確認すると、まず『説文』の引用数が『広韻』『玉篇』の引用数に比べ極端に少ない。また、存覚が『説文』と明記して引用している箇所は、すべて『広韻』所引の範囲である。存覚は『説文』と思われる一部引文について書名を出さず「一曰」としており、この部分を確認していない。さらに、存覚は『説文』にある音の情報を一切記載していない。また、六時釈中の「命」の字訓など課題が残る問題において『説文』への言及をしていない。



これらのことから存覚は、『説文』またはその註釈書を直接参照していないと考える。『広韻』に『説文』の引用があるときのみ『説文』と明記して引用するが、『広韻』の「夏」の項には『説文』の引用はなく、「一曰」としている。

以上、『六要鈔』外典引用文中、字義を解釈する箇所を確認した。冒頭にも述べたように存覚所覧の典籍がどの系統のものか現状特定できないため、比較の結果異なる箇所があっても、実際に存覚が引かなかったのか、それとも所覧本がそのようなようになっていたのかは断定できない。しかし、このような作業を蓄積することが、後の時代の親鸞教義解釈に大きな影響を与えた『六要鈔』の研究に必要であると考える。

#### おわりに

親鸞の教えを伝えるため、多くの著述を残した存覚は『六要鈔』で内外幅広い典籍から引用を行い親鸞教義の裏付けを行っている。本稿では、断片的であるがその『六要鈔』における外典の引用について検討して、以下のことを明らかにした。

まず、『六要鈔』中の字義や語義の解釈における外典の引用について確認したが、それ以外の箇所は内典からの孫引きの可能性が非常に高く、存覚は独自に外典の思想を取り入れることはしていないと考える。また、『六要鈔』執筆にあたって、字書・韻書については『玉篇』『広韻』を用いており『説文』は孫引きで存覚は直接参照していない。字義の解釈は懺興『述文贊』などの註釈書をまず参照し、それでもなお疑問点がある場合に外典を参照しているようである。存覚は、『玉篇』『広韻』で字義の解釈をし、その後、『論語』等の漢籍で意味の補足を行うが、それら外典に対して、求める道が異なる思想を著した典籍であるため、引用をしてはいるものの一線を画してい

る。このような態度は、存覚が大いに参考に行っているとと思われる良忠の外典に対する態度とは異なっている。以上のように、本稿では、存覚『六要鈔』における外典の引用に注目して、その受容態度について考察をおこなった。存覚は前述のように、②「信文類」所引の『樂邦文類』に関する引用、③「化身土文類」所引の『弁正論』から孫引き、においても外典を用いるが、その点については今後の課題としたい。

## 【註】

- (1) 近年の『教行信証』『論語』引用文についての論考としては、藤原智「親鸞『教行信証』『化身土卷』における『論語』引用について―法琳・遵式の引用を通して―」『真宗総合研究所研究紀要』三六、二〇一九年、等がある。
- (2) 外川奨「存覚の思想展回」『日本思想史研究』三十、一九九八年。
- (3) 脇智子「存覚教学の研究―初期真宗における教学史的展開の考察を通して―」学位(博士)請求論文、二〇一六年。
- (4) 存覚所覧の『教行信証』についての研究は、佐々木瑞雲「新出 仏光寺蔵『教行信証』の意義―『六要鈔』所積本の行方―」『真宗研究』五〇、二〇〇六年、がある。
- (5) 『聖典全書』四、一〇六二頁。
- (6) 『聖典全書』四、一一九四頁。
- (7) 分類区分については、基本的に鈴木英之『中世学僧と神道―了誉聖罔の学問と思想―』二〇二一年、一四三・一四四頁に準じた。
- (8) 『弁証論』所引の外典の検証については、当然のことながら道教などとの関係を考察する必要があるため、稿を改めた。
- (9) 相馬一意「漢文文献読解の工具―字書・反切・韻書等―」『山口真宗教学』三〇、二〇一九年。
- (10) 『六要鈔』と比較する各文については句読点を付し、『六要鈔』と一致する箇所は傍線を引き、書名については便宜的に二重カギ括弧を付した。
- (11) 『新交互註宋本広韻』二八九頁。
- (12) 『宋版玉篇』卷上、三十九丁才。
- (13) 『新交互註宋本広韻』一〇九頁。
- (14) 『宋版玉篇』卷上、五十六丁才。

- (15) 『説文』の犬部、「類」の項には「種類相似、唯犬為甚。従犬類声。声力遂切。」(『説文』十上、十一ウ)とあり、『広韻』の記述と一致する。
- (16) 『新交互註宋本広韻』四七三頁。
- (17) 『説文』二下、二丁ウ。
- (18) 『説文』十二上、二十三ウ。
- (19) 『新交互註宋本広韻』三〇八頁。
- (20) 『宋版玉篇』卷上、九十五丁ウ。
- (21) 『説文』五下、十四ウ。
- (22) 『新交互註宋本広韻』二〇〇頁。
- (23) 『宋版玉篇』卷中、五十七丁ウ。
- (24) 『大正新脩大藏經』や現存する中国の字書韻書類に一致する文言は見当たらない。
- (25) 『宋版玉篇』中卷、四十三丁ウ。
- (26) 称、知軽重也。『説文』曰、銓也、又姓漢功臣表有高山侯称忠。処陵切、又昌證切、三。(『新交互註宋本広韻』二〇〇頁。)
- (27) 『宋版玉篇』卷上、五十九丁ウ。
- (28) 慧林『一切経音義』には「撥揚」項に「説文」飛拳也」とある。(『大正藏』五四、四二八下)
- (29) 『新交互註宋本広韻』五二頁。
- (30) 『宋版玉篇』上卷、四十九丁ウ。
- (31) 『説文』には「謏。咨也。一曰、痛惜也。」とある。
- (32) 『宋版玉篇』卷下、四十三丁ウ。
- (33) 『新交互註宋本広韻』一三五頁。
- (34) 濁世悪人見修道者、不能成人之美反宣破毀之言、『漢書注』云、「江淮之間、謂小兒子多詐狡獪名無顧。」三者顛倒善果能壞梵行人天之果非無漏善暫染還苦、名為顛倒。梵行淨行也。」(『註十疑論』、『浄土宗全書』六、五八五頁。以下『浄全』とする。)
- (35) 岩田光「存覚教学の研究」『六要鈔』を中心に、「(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三八、二〇一六)等。
- (36) 良忠「往生論註記」『第三難者』、『註十疑』云「濁世悪人見修道者、不能成人之美反宣破毀之言『漢書註』云、「江淮間謂小兒子多詐狡獪名無顧」已上 今云、無顧者不顧是非之悪人也。如是悪人則成退縁如身子六住退。」(『浄全』一、二六一頁。)

- (37) 佐藤哲英『天台大師の研究』六二二頁。
- (38) 『新交互註宋本広韻』二九〇頁。
- (39) 『宋版玉篇』中巻、七十丁才。
- (40) 『新交互註宋本広韻』一八二頁。
- (41) 『聖典全書』二、二六頁では、「舛」に「日」の字体である。下記引用文中の「督」も同様。
- (42) 玉篇に賈。
- (43) 『新交互註宋本広韻』四六〇頁。
- (44) 『宋版玉篇』上巻、四十二丁ウ。
- (45) 『宋版玉篇』上巻、四十六丁才。
- (46) 『新交互註宋本広韻』四一五頁。
- (47) 『聖典全書』一、六七三頁。
- (48) 『玉篇』には「靡競切。教令也。又使也。『書』曰、乃命羲和。」(『宋版玉篇』上巻、四十九丁才。)とあり、『広韻』には「命。使也、教也、道也、信也、計也、召也。眉病切、一。」(『新交互註宋本広韻』四一九頁。)とある。
- (49) 『広韻』には、「必。審也、然也。『説文』曰、分極也、從八弋。卑吉切、二十七。」(『新交互註宋本広韻』四七〇頁。)とある。
- (50) 『宋版玉篇』中巻、七十五丁ウ。
- (51) 『新交互註宋本広韻』一〇七頁。
- (52) 『宋版玉篇』上巻、七十九丁ウ。
- (53) 『宋版玉篇』中巻、四十三丁才。『新交互註宋本広韻』二〇九頁。
- (54) 『宋版玉篇』中巻、二十二丁ウ。『新交互註宋本広韻』二二七頁。『広韻』では、『説文』の文として引用するが、存覚はその書名を記していない。
- (55) 『浄全』一、三二五頁。
- (56) 「擲」は『広韻』では「擲」の小韻分類され、反切は「直炙切」となっている。(『新交互註宋本広韻』五一八頁)
- (57) 相馬「意も同様の指摘をしており、「擲」の字もすてがたいが、「椽」が首肯されるであろうと述べる。(相馬一意「往生論註における反切の再検討」『佛教學研究』五二、一九九六年)
- (58) 『広韻』の「陝」の項には「陝、県名在弘農亦州名周為二伯分陝之地即虢国之上陽也、秦厲三川郡漢弘農之陝梟後魏改為陝州。失

(59) 冉切、八。」とある。(『新交互註宋本広韻』三三四頁)  
良忠の儒教観については、鈴木前掲書、I部第六章に詳しい。